

たすけあい資金規程

(設 置)

第1条 社会福祉法人舟形町社会福祉協議会（以下「舟形社協」という）に低所得者の福祉対策事業として、たすけあい資金（以下「資金」という）を設置する。

(目 的)

第2条 舟形町に居住する低所得者に資金の貸し付けを行う事により経済的自立援助と福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 本資金は、舟形町たすけあい資金と称し、事務所を舟形町舟形352番地10舟形町社会福祉協議会内に置く。

(貸付対象)

第4条 第2条に規定する貸付の対象者は、次の各号に該当する。

2. 民生児童委員が貸付を必要と認めたもの
3. 償還可能であるもの
4. 確実な連帯保証人を有するもの

(貸付条件)

第5条 この資金は次の条件によって貸付をする。

2. 貸付限度額は一世帯30,000円以内とする。但し、特別な事由があるものと認められるものに対しては、一世帯50,000円を超えない限度において貸付を行う事ができる。
3. 償還は貸付後6ヶ月以内とする。
4. この資金による貸付は、無利子とする。

(借受手続)

第6条 この資金の貸付を受けようとするものは、たすけあい資金借入申込書を担当民生児童委員又は、舟形町社会福祉協議会事務局に提出するものとする。

(貸付の決定)

第7条 借入申込を受けた際は、担当民生児童委員が調査した資料及び、証明並びに事務局の調査資料に基づき、たすけあい資金運営委員会を開催し、貸付の適否決定し、その結果は、民生児童委員を通じて申込者に通知する。但し、急を要する場合で、償還が確実と判断される場合は、会長が専決し、貸付することができる。

2. 借入の申込を受けても金庫に手持資金がない場合は、却下もしくは保留することが出来る。
3. 貸付決定したものについては、たすけあい資金借用証明書と引き換えに資金を貸し付けするものとする。

(償還方法)

第8条 償還については次によるものとする。

2. 借受人は一括払い又は月賦の方法により指定期日までに、借受金を償還しなければならない。
3. 資金が全額返済された場合は、借用書を連帯借受人に返付する。
4. 借受人が死亡、災害、その他やむを得ない事情によって償還が困難であると認められた場合、会長は運営委員会に諮り、委員会の議決を経て償還を延期、或いはこれを減免することができる。

(運営委員会及び委員)

第9条 この資金の運営を諮るため、舟形町たすけあい資金運営委員会（以下「運営委員会」）を置く。

2. 運営委員会は委員5名をもって構成し、会長がこれを委嘱する。
3. 委員会は会長がこれを招集する。
 - (1) 第7条第1項及び第8条第4項に該当する場合。
 - (2) その他必要と認めた場合。
4. 運営委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(貸付金の償還)

第10条 資金の借受人が次の各項に該当するときは、貸付期間中であっても資金の一部又は全額の償還を命ずることが出来る。

2. 町外に居住を移転するとき。
3. 借受者名義を他の者に利用させて、その不正手段により貸付を受けたとき。
4. その他、この規程に違反したとき。

(届 出)

第11条 借受人が各項の1に該当するときは、直ちに本人又は保証人がその旨を担当民生児童委員に通じ、事務局を経由して会長に届けなければならない。

2. 氏名又は住所を変更したとき。
3. 保証人を変更するとき、又は保証人の住所の変更など重要な移動が生じたとき。
4. 本人が火災、その他非常災害を受けたとき。
5. 本人が死亡したとき。

(資 金)

第12条 この資金は補助金、寄付金、事業収入、繰入金等をもって充てる。

(会 計)

第13条 資金の会計は、社会福祉協議会一般会計たすけあい金庫事業とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監 査)

第14条 資金の運営、貸付状況について監事の監査を経て、理事会の議決を得、評議員会に報告しなければならない。

(事務費)

第15条 本資金の運営に必要な事務費は、社会福祉協議会の一般会計より支出するものとする。

(簿 冊)

第16条 本資金に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 貸付記録簿
- (2) 借受者名簿 (申込書、借用証書綴、貸出票)
- (3) その他必要な簿冊

(改 廃)

第17条 本規程の制定、改廃については、理事会の同意を得て評議員会において決定する。

附 則

この規程は、昭和55年 4月 1日より適用する。

改正 昭和57年 4月 1日

改正 昭和60年 3月22日